

カード会員規約(要旨)の同意

JR東海エクスプレス・(Visa・Mastercard・JCB)カード会員規約

1. (本人会員・家族会員)

本人会員は、家族会員のカード利用分についても支払いの責任を負います。

2. (カードの貸与)

カードは会員(本人会員と家族会員とを総称して「会員」という)のみが使用できるもので、第三者にカードを貸与・譲渡・質入れ・担保提供することはできません。

3. (有効期限)

カードの有効期限はカードに表示し、会員より退会の申し出がなく、セディナが引き続き会員として認める方を更新します。

4. (暗証番号)

セディナは会員が指定した暗証番号を登録します。会員が特に指定しない場合、又はセディナが不適当と判断した場合、セディナ所定の方法により暗証番号を登録します。暗証番号は第三者に知られないよう注意してください。

5. (年会費)

年会費は、別途カード送付時に通知の金額を毎年所定月の約定支払日にお支払いいただき、理由の如何を問わず、返金いたしません。

6. (カードの利用可能枠)

利用可能枠は、家族会員の利用分を含むセディナが定めた金額とします。また、セディナは「翌月1回払い以外のカードショッピング利用」について利用可能枠を別途定めます。

7. (退会・カードの利用停止及び会員資格の喪失)

会員(本項においては入会申込者を含む)が次のいずれかに該当した場合、JR東海又はセディナは入会を謝絶し、又は何らの通知・催告をすることなく、カードの利用を停止させること、又は会員資格を喪失させることができます。

(1)13. に掲げる事由に該当したとき

(2)会員が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカードショッピングの利用枠を利用したとき

(3)その他後日送付するカード会員規約(退会・カード利用停止及び会員資格の喪失)に定める事由に該当するとき

8. (支払方法・約定支払日)

(1)カードショッピングの利用代金(包括信用購入あっせんにおける「現金価格」をいう。以下同じ)及び手数料(包括信用購入あっせんにおける「包括信用購入あっせんの手数料」をいう。以下同じ。以下これらを総称して「カードショッピングの支払金」という)、並びにカードキャッシングの融資金及び利息(以下「カードキャッシングの支払金」という)、その他本規約に基づく本人会員のセディナに対する一切の債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という)は本人会員があらかじめ指定した預貯金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。ただし、セディナが適当と認める場合は、セディナの指定口座への振込等、セディナが別途指定する方法でお支払いいただきます。

(2)本条(1)のカード利用による支払金等は、毎月10日に締切り、締切日の翌月から毎月6日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ)にお支払いいただきます。なお、事務処理の都合上、また、加盟店の事情により第1回目の約定支払日が翌々月以降になる場合もあります。

(3)本人会員の都合により口座振替ができない場合、セディナは金融機関に再振替の依頼をすることがあります。

9. (カードショッピングの支払金の支払方法)

(1)カードショッピングの支払金の支払方法は次のとおりです。

[1]JR東海及びJR東海が指定した加盟店でのご利用の場合、一括払いとします。

[2]日本国内における加盟店での利用の場合、会員は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・均等分割払い・ボーナス併用分割払い・リボルビング払いのうちからカード利用時に指定していただきます。ただし、加盟店及び商品・サービスにより上記支払方法の一部が利用できない場合、また後記(2)に定める支払回数・支払期間・手数料・支払月が異なる場合があります。

[3]日本国外の加盟店での利用の場合、会員は一括払い・リボルビング払いのうちから入会申込の際に指定(ただし、会員より指定がない場合は入会申込書で指定する支払方法)していただきます。なお、セディナが別に定める日までに変更の申し出をし、セディナが認めた場合、支払方法の変更ができます。

(2)カードショッピングの手数料は次のとおりです。

[1]一括払い・2回払い:手数料はいただきません(実質年率0.00%)。2回払いの場合、支払期間は2ヵ月とします。

[2]ボーナス一括払い:手数料はいただきません(実質年率0.00%)。支払期間は、1ヵ月から13ヵ月とします。なお、支払月は原則としてカード利用日に応じて、冬期1月・夏期8月となります。

[3]ボーナス2回払い:原則として1回目の支払時に利用代金の2分の1を、2回目の支払時に利用代金の2分の1と手数料の全額を、指定月(冬期1月・夏期8月)にお支払いいただくものとし、利用代金に端数が発生する場合には、初回の支払月に算入し支払うものとします。なお、利用代金100円当たりの手数料の額は3.0円(実質年率3.43%~10.29%)とし、支払期間は、6ヵ月から14ヵ月とします。

<具体的算定例>

利用代金	100,000円の場合
利用代金(A)	100,000円
手数料(B)	$100,000円 \times (3.0円 \div 100円) = 3,000円$
支払総額(A+B)	$100,000円 + 3,000円 = 103,000円$
分割支払額	(初回)50,000円 (2回目)53,000円

[4]均等分割払い

支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、[4]のなお書以降においてセディナが認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支払回数(回)	3	5	6
支払期間(ヵ月)	3	5	6
実質年率(%)	12.20	13.51	13.86
利用代金100円 あたりの 手数料の額(円)	2.04	3.40	4.08

支払回数(回)	10	12	15
支払期間(ヵ月)	10	12	15
実質年率(%)	14.57	14.73	14.87
利用代金100円 あたりの 手数料の額(円)	6.80	8.16	10.20

支払回数(回)	18	20	24
支払期間(ヵ月)	18	20	24
実質年率(%)	14.93	14.95	14.96
利用代金100円 あたりの 手数料の額(円)	12.24	13.60	16.32

(例) 利用代金 100,000円 10回払い(頭金なし)の場合

手数料 $100,000円 \times (6.80円 \div 100円) = 6,800円$

支払総額 $100,000円 + 6,800円 = 106,800円$

[5]ボーナス併用分割払い: ボーナス併用分割払いの支払総額は、利用代金に均等分割払いの手数料を加算した金額となります。ボーナス支払月は冬期1月・夏期8月(ただし、一部加盟店において会員が指定する場合を除く)とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス加算額合計は利用代金の50%相当額とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします)し、その金額を毎月の均等分割額に加算した額となります。また、理由のいかんを問わず、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合は、ボーナス併用分割払いを指定しなかったものとして取り扱います。なお、ボーナス併用分割払いの実質年率は、均等分割払いの実質年率と異なる場合があります。

[6]リボルビング払い(残高スライド方式): 支払額(包括信用購入あっせんにおける「弁済金」をいう。以下同じ)は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、下表に定める金額となります。その支払額には当該利用残高に対して1.25%(実質年率15.00%)の手数料を含みます。また、当該利用残高に手数料を加算した額が最低支払額未満になった場合はその債務全額を、当該利用残高がセディナ所定の可能枠を超過した場合はその超過額全額、又はセディナの定める金額と毎月の約定支払額を合算した額をお支払いいただきます。

利用残高	毎月の支払額
200,000円以下	10,000円
200,001円以上	

400,000円以下	20,000円
400,001円以上	
600,000円以下	30,000円
600,001円以上	
800,000円以下	40,000円
800,001円以上	50,000円

(例) 利用残高100,000円の場合

毎月の支払額 10,000円
 手数料充当額 $100,000円 \times 15.00\% / 12ヵ月 = 1,250円$
 利用代金充当額 $10,000円 - 1,250円 = 8,750円$

10. (カードキャッシングの支払金の支払方法)

支払方法・利息は次の通り。なお、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払う場合は、残元金と支払方法に応じた実質年率の割合による一括支払日までの利息をお支払いいただきます。

[1]一括払い: 利用日の翌日から約定支払日までを年18.00%で日割り計算(1年を365日、閏年は366日とします。以下同じ)した金額を利息とします。

[2]リボルビング払い: 前回約定支払日の翌日(初回は利用日)から約定支払日までを年18.00%で日割り計算した利息を含み、締切日における利用残高に応じた下表に定める金額をお支払いいただきます。

利用残高	毎月の支払額
200,000円以下	10,000円
200,001円以上	
400,000円以下	20,000円
400,001円以上	
600,000円以下	30,000円
600,001円以上	
800,000円以下	40,000円
800,001円以上	50,000円

* 支払期間・支払回数は、一括払いは1ヵ月・1回、リボルビング払いは、利用残高及び支払方式に応じ、お支払元金と利息を完済するまでの支払期間・支払回数となります。なお、リボルビング払いのご利用可能枠内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高が変動するため、支払期間・支払回数も変更となります。

(例) 利用額100,000円でお支払額10,000円の元利定額方式リボルビング払いの場合は、12ヵ月・12回

11. (収入証明等について)

セディナは、セディナが必要と認めた場合には、本人会員の支払能力調査のために、直近の源泉徴収票等の収入を証明する書類の提出を求めること、又は収入の聞き取り調査等ができ、会員はこれに応じるものとします。

12. (利率等の変更)

料率は金融情勢等により変動する場合があります。また、遅延損害金の料率を除き、セディナが手数料率の変更通知をした場合は、カード会員規約の「規約の変更」条項にかかわらず、通知前の取引については従前の手数料率が適用され、通知後の取引については変更後の手数料率が適用されます。

13. (期限の利益の喪失)

カードショッピングの支払金の支払を遅滞し、セディナから20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき、カードキャッシングや割賦販売法の適用外の支払いについて1回でも遅滞したとき、その他後日送付するカード会員規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

14. (遅延損害金)

(1) 本人会員が約定支払日に支払いを遅滞した場合(後記(2)の場合を除く)は、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。

[1] カードショッピング(後記[2]の場合を除く)は、カードショッピングの支払金に対し年14.60%(1年を365日とします。ただし、閏年は1年を366日として計算します。以下同じ。)を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額

[2] カードショッピングの支払期間が2ヵ月を超えない場合及びリボルビング払いは、カードショッピングの支払金に対し年14.60%を乗じた額

[3] カードキャッシングは、カードキャッシングの支払金の残元金に対し年20.00%を乗じた額

(2) 本人会員が期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。

[1] カードショッピング(後記[2]の場合を除く)は、カードショッピングの支払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額

[2]カードショッピングの支払期間が2ヵ月を超えない場合及びリボルビング払いは、カードショッピングの支払金の残金全額に対し年14.60%を乗じた額

[3]カードキャッシングは、カードキャッシングの融資金残高に対し年20.00%を乗じた額

15. (支払停止の抗弁)

商品の引き渡しが行なわれないとき、商品に破損・故障があったときは、支払を停止できる場合があります。加盟店と交渉されても問題解決されなかった場合は、速やかにセディナへご連絡ください。

16. (カードの紛失・盗難等)

カードの紛失・盗難にあった場合は、直ちにセディナへ連絡のうえ、最寄りの警察署へお届けください。損害は、セディナが別に定めるカード会員保障制度により補てんされます。ただし、会員に故意又は重大な過失があったり、会員の家族等の関係者によって使用されたり、カード会員規約に違反している場合は、会員が全ての損害を負担することとなります。

17. (規約の変更)

(1) セディナは、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、セディナホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

[1]変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

[2]変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

18. (反社会的勢力との取引の排除)

(1) 会員(本条においては入会申込者を含む)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

[1]暴力団

[2]暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

[3]暴力団準構成員

[4]暴力団関係企業

[5]総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

[6]前各号の共生者

[7]その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

[1]暴力的な要求行為

[2]法的な責任を超えた不当な要求行為

[3]取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

[4]風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてセディナの信用を毀損し、又はセディナの業務を妨害する行為

[5]その他前各号に準ずる行為

(3) セディナは、会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員の保有するセディナが発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、セディナと会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

19. (取引目的の申告)

本人会員は、入会に際してカードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約の取引目的を申告します。なお、一方の契約に係る取引目的のみ申告が行なわれ、他方の契約に係る取引目的について申告がない場合には、取引目的は同一とします(他方の契約締結の希望がない場合はこの限りではありません)。また、入会後にカードキャッシングに係る基本契約の締結をする場合には、特段の申告がない限り、入会の際のカードショッピングに係る基本契約の取引目的と同一とします。

【お問い合わせ・相談窓口】

- 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- カード会員規約についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、株式会社セディナへおたずねください。
株式会社セディナ 〒460-8670 名古屋市中区丸の内3-23-20 <アンサーセンター>フリーダイヤル 0120-086-315 携帯電話からのご利用はTEL 052-300-1515
〔承り時間 9:30~17:00 1月1日休〕* 電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。

【貸金・キャッシングに関する苦情・相談受付窓口】

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター
東京都港区高輪三丁目19番15号 電話 0570-051-051

株式会社セディナ
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 〒460-8670
登録番号／東海財務局長(13)第00166号